

平成29年度第4期第3回東大阪市文化芸術審議会

開催日時 : 平成30年2月8日(水) 10:00～11:45

場 所 : 東大阪市役所本庁舎18階 大会議室

1. 東大阪市の文化芸術振興について
2. 東大阪市文化創造館の進捗状況について

○事務局 <会議の成立確認>

1. 東大阪市の文化芸術振興について

○事務局 <配布資料確認>

【事前配布】

- ・平成28年度東大阪市文化政策ビジョンに基づく施策調査一覧表
- ・文化国際課による事業の施策調査表

【当日配布】

- ・次第
- ・資料1 東大阪市文化ビジョン(体系別集計)
- ・資料2 文化推進事業
- ・文化芸術基本法
- ・劇場音楽堂活性化に関する法律
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)

<文化発信事業の調査票の説明>

<文化国際課の事業説明>

○会長 始めに審議会の位置づけについて再度確認する。審議会は条例に基づく、執行機関の附属機関で、地方自治法上の法定機関となる。東大阪市文化施策ビジョンが計画通りできているかを点検、評価、審議する。

今回はこの調査票を使って評価ができているか、漏れている項目はないかを考え、調査表の完成に向けて議論する。文化国際課の事業については試行版として個票もお渡ししている。

また、今回は東大阪市文化政策ビジョンと各事業の関係を整理した体系別集計票を用意した。

今回の審議事項からは外れるが平成30年度中にビジョンの改正に向けた作業も並行して行う予定である。

それでは、一人ずつ意見を賜りたい。

○副会長 体系別集計表で各事業を一覧できることは非常に大きな意味がある。文化政策ビジョンのどの分野の施策に対応する事業が多いのか少ないのか、全体のバランスが確認できるようになった。それを踏まえ、利用者の属性や年齢、芸術の分野、地域、テーマ、性別などが書かれたツールがあるので、個々の事業がそういった観点から実行できているのかを確認できる個票に近づいた。これからは分析、評価、検討していく段階に入ってきた。もう一つは時期についても、どこかの時期に集中していないかわかるようになっていけばいいのかなと思う。

いよいよこれから各部局が今まではばらばらにやっていたことを、ベクトルを合わせるといふか、文化として総合化するとか、あるいは重複しているところは整理できるのではないかといった提言をしていくことを検討できるそういう資料になりつつあるのではと思う。

○委員 気になったのが、今回の事例では、ユニバーサルデザイン対応にチェックがついているものが少ないこと。今後広めていくという意味では、ど

のような配慮をしたのか、対応しているのかを具体的に記載した方がいい。

○委員 調査票については、項目別、テーマ別で整理されておりよいと思う。気になるのが、28年度事業の評価をまとめる時期の問題で、今の時点でまとめができて次年度の予算に間にあわず、1年間期間が空いてしまう。評価、分析したものが次の年度の予算に反映できるようなスケジュールがよい。

○委員 施策調査票は良くまとまっていると思う。気になる点として、対象者を小・中学生とくくっていたり、高校生がなかったり、対象者の区切れが見えにくいこと。

昼間に催しに行けるような方を対象にしたものが少し多いような気がする。対象者欄はほとんどが市民全般に丸をつけているが、市民全般と言いながらもその対象をもう少し明確にできるようにならないか。また参加費は無料か有料かという項目もあればいい。

○会長 事業の対象については事務局と議論し、わざと「市民全般」のように制限を設けない項目を設けている。本来はターゲティングをしないといけませんが、制限の無い「市民全般」を設けることで項目を選びやすくしている。

結果として、男性対象、女性対象、乳幼児対象のものや小・中・高等学校と連携したものがあまり存在しない実態が出てくる。本当は低所得者や、勤労者という項目も入れてターゲティングをしないといけないと思っている。このことについては今後議論したいと思っている。

まず、ユニバーサルデザイン対応の具体的な中身は何なのかということ、タイムスケジュール、参加費の有料・無料についてどう考えているのかを事務局から答えていただく。

○事務局 ユニバーサルデザイン対応については、具体的な記載が必要と認識している。今回は最初の段階として、施策を考える原局にユニバーサルデザインを意識してもらう形にとどまっている。

タイムスケジュールについては、考えないといけないと思っている。年度が終わった時点で、各部局に事業の整理をしてほしいという意図があり、6月の決算が出た段階で照会をし、7月中に回答を寄せてもらい事務局で整理をしているが、集めただけになっていた。

参加費の項目については、今後の課題として次期の見直しの際に工夫を考えたい。

○会長 今回出てきた意見のうち反映する余地があると思うのが、施策事業の対象のうち、小・中・高でも分けた方がいい。学校との連携を考えた場合、小・中・高、そのカテゴリーを分けないと意味がなくなる。成人というのは、曖昧なカテゴリーであるため、勤労者、いわゆる働き盛りの時間のない忙しい人を対象とした事業は必要と思うので、改善を加えてほしい。

それからユニバーサルデザイン対応については、記述式にして具体的な内容を書けるように。例えば一時保育をしている、手すりをつけている、ユニバーサルデザイン対応の施設を使っているなど。

○副会長 事業を何月にやっているかという時期も必要です。読めば文章には出てくるが、一覧見てわかるようにしてほしい。

○委員 何も言うことはないが、先ほどの有料、無料の話は、絶対書くべきと思う。また、アンケートについては、以前から話をしており今回から項目が取り入れられている。今後すべての事業で実施してほしいと思う。

自分達がやっているのは市民文化だが、市では生涯学習として取り入れられ社会教育センターで所管されている。文化連盟の役割がうまく機能

していないと思う。また文化と名のつく文化国際課との連携もあまりできていないところもある。

それから駅にポスターが貼ってあるが、これは有料か。

○事務局 ほぼ有料である。

○委員 あまり言うことはないが、調査票が一覧になり、少しずつでも改良されて非常に見やすくなった。また、項目としてユニバーサルデザイン対応という項目ができたこともよいと思う。

対象は市民全般と書かれているところがあるが、障害を持っている方、高齢者で元気だけれども足が弱って車椅子等を使っている方、若干認知症がある方、保育園やこども園などが参加できる事業かなどわかりやすく整理されれば、次に反映していけるのではないか。事業の時間帯や曜日を記載することも、どういう人が対象で参加できる人がいるか、できない人がいるかの検証に使えると思う。

○会長 実施時間帯、曜日も追加したらどうか。

○事務局 副会長の言われた実施時期とあわせて検討する。

○会長 文化連盟についていただいた意見は文化連盟でやっていることは自分たちの楽しみのためだけと受け取られているのではないか、そうではなく社会貢献活動的な側面も評価できないかという意味だと思う。文化連盟の社会貢献活動的な側面の評価については、懸案課題として審議会で持ち越し検討事項にしていきたい。

私が今思っているのは、保育所、幼稚園、小学校、中学校など市の教育委員会等の管轄の現場の先生方と話し合いをした上で、文化連盟の方がアーティストとして協力・貢献ができるプログラム開発をしたらどうかと思う。現に他市は実行しており、アーティストの学校派遣事業や、そのコーディネートを文化連盟が行えば、文化連盟が社会貢献として活動

しているという位置づけに立てると思う。

○委員 同じようなことは文化国際課の人材バンクや社会教育センターのまちなすぐれものでやっている。片方だけにしか登録していないものがある。

○会長 文化国際課の人材バンクと社会教育センターのまちなすぐれもの、それぞれの弱みと強みを全部出し合い、その上で社会資源としての文化連盟が、どのように学校や地域に貢献できるかをはっきりさせ、計画の中で主題として位置づけをはっきりと前に出していく。

今、人材バンクは文化連盟の加盟者も個人で手を挙げて登録して自由に活動しているが、文化連盟が全部引き受けることはできるか。

○委員 できる。市民講座にも出している。

○会長 文化連盟が全部引き受けるとなれば、きちっとした、パブリックかつオフィシャルなビジネス関係ができる。その場合は、この計画の中に位置づけて議論できると思う。

それと、委員から話があった認定こども園、あるいは保育所、幼稚園等の子ども対象の事業も大事ということ。このカテゴリーもあった方がいいかもしれない。

○会長 以上で施策調査表に関する意見をいただき、おおむね肯定的な意見をいただいた。

それでは、事務局からの回答のうち、タイムスケジュールについての一応の目安としては、前年度決算の原案が大体形になるのが出納閉鎖終わって1カ月後、6月末と思う。7月の審議会では昨年実績というのは出すことは可能か。

○事務局 事務局として頑張りがいる。現状は8月にまとめている。

○会長 予算要求は10月に始まる。

○事務局 10月中旬。

○会長       そうすると、決算原案ができ上がって、予算要求に入るまで1カ月ちょっとしかない。すると委員が懸念されるように下手をすると1年空いてしまうがどのように考えているのか。

○事務局       実際、課題があるのに次年度に反映できないということがある。

○委員       せっかく評価をしても1年飛んでしまう。全てではないが、物によっては翌年から始めないと意味がない。

○事務局       原局の作業、事務局の作業もあるので、ここでお答えできない。どんな方法があるか内部で検討させていただきたい。

○会長       検討していただくと助かる。1カ月連続で決算の評価と予算に対する提案というのがあるのもいいと思う。最低でも過去の実績評価と次年度に向けた提案あるいは献策という2つの審議会がいる。それ以外は政策課題や重要な疑問点など懸案事項が出てきたときには、随時諮問を出していただければいい。

              施策調査表については、これぐらいにして、続いて、その他の案件、新市民会館関係に入る。

○事務局       この場で部長は所用により退席させていただく。文化創造館開設準備室より東大阪市文化創造館整備の進捗状況について説明させていただく。

○文化創造館開設準備室

              それでは文化創造館整備の進捗状況について報告させていただく。昨年7月の審議会では、実施設計の状況と予定している文化芸術事業の概要、スケジュール等を報告させていただいた。その後、順調にスケジュールは進み、9月から工事着手した。本日は平成29年度実施した取り組みを包括的に報告させていただく。

              初めに建設工事の進捗状況について報告させていただく。

<文化創造館建設工事の進捗状況の報告>

○文化創造館開設準備室

開館準備の状況について説明する。

現在、平成31年9月1日のグランドオープンに向け準備を進めている。

文化芸術事業については、業務要求水準書や基本構想、基本計画、管理運営基本計画に基づき実施していく予定。あわせて、前回の審議会で会長から文化政策ビジョンとの整合性を十分意識して説明するよう意見をいただいたので意識しながら説明する。調査表では、新市民会館整備事業は、市民文化の活性化、文化施設の効果的な活用と充実となっているが、もう少しきめ細かく説明をする。

文化芸術事業のうち鑑賞事業では、ハイアートにふれる機会を提供することが芸術を市民に提供するだけでなく東大阪の市民・都市の潜在能力の開発につながる革新的な投資効果をもたらすということを踏まえ、さまざまな演目を実施していく。基本構想策定時に実施した市民アンケートを基に、市民が求める文化のニーズに応えるためにさまざまな分野を実施していく予定をしており、クラシック6回、うち2回は市と文化芸術のまち推進協定を結んでいる関西フィルハーモニー管弦楽団の公演を行う。

普及事業は、年に18回事業を実施する。アウトリーチ事業、ワークショップ、レクチャー、ロビーコンサート、創造支援事業を実施する。また、アーティストを育てる仕組みづくりとして市民が直接文化事業の主体となって参加して実演芸術の舞台に立つコンクールや、市民文化の視点とあわせて都市文化の創造ということ意識した事業として市民オペラや市民演劇を実施する。地域の特性を生かした都市アイデンティティ

の創造と地域の文化的資源を外部に発信する仕掛けづくりを意識しており、東大阪市ならではの舞台芸術をつくっていくことが基礎的自治体としての東大阪市の一つのアイデンティティの創造になるという思いから進めている。また、文化施設は市民の文化活動の拠点であることから、市民の参加、市民活動団体との協働も意識している。

参加事業としては、講座・教室や体験・研修ということで、特に体験・研修については、文化芸術を担う人づくりという視点も意識し、館が主催でアートマネジメント研修や、舞台芸術に取り組んでいる学科の学生を受け入れなど、その成長を支援していくことも考えている。

以上が文化芸術事業の現在進めている方向性であるが、準備室では、市民文化の活性化と都市文化の創造との関係性でいうと、市民文化が活性化していくことがひいては東大阪市という基礎的自治体の都市文化の創造につながっていき、この両者がいいサイクルにまわっていくというイメージを持ちながら進めている。

2番目は、市民の活動の場を提供する貸館事業である。

創造支援室という諸室が20室あり、午前9時から午後10時の間で13コマの時間単位での貸出を行う。部屋が20室、13コマあり、きめ細かな利用が可能である。仮予約システムについて、現在システムの構築中で、ウェブサイト上から施設の空き状況の確認と仮予約ができるシステムを構築していく。大・小ホールについては、グランドオープンの13カ月前から受付開始するため、平成30年8月1日から受付開始を予定しており、現在準備段階として指定管理者が職員の教育訓練を実施している。

3番目は、オープンに向けての機運を盛り上げるためのイベント。ふれあい祭りに参加して立体切り絵アートの実施。館の開演ベルやチャ

イムや時報ベルなどのサウンドロゴの募集。建設地の仮囲いに地元の学校の子ども達に絵を描いてもらいアート作品に仕上げる「仮囲いつりーアート」の実施。市立総合体育館東大阪アリーナで開催される市民文化芸術祭へのブース出展。関西フィルハーモニー管弦楽団のメンバーによるコンサートなどを実施している。

最後に、広報・情報発信業務では、生活者の視点に立った情報発信のシステムづくりから、「ワクワク・感動工場ニュース」の発行、完成予想模型、パース図の展示、文化創造館ホームページ・フェイスブックの開設、イメージムービー制作などを行い情報発信を行っている。

○会長 非常に真剣に取り組んでいるのはよくわかった。続いて質問があればどうぞ。

○委員 去年の7月の議論で、指定管理者制度との関係を説明いただいたが、指定管理者制度の本質は役所直営ではできない民間の柔軟な発想で活性化するということがあるが、市からプログラム、メニューを示したものを実施するのか。発注者と指定管理者とのプログラム開発における関係はどうなのか、市と指定管理者のどちらが主体となった企画かで大きく違うと思う。その指定管理者制度の本来の趣旨とホールの運営における市と指定管理者のかかわりの基本的なことをもう一回整理して伺いたい。

○会長 イメージが共有できていないと理解した。PFIの制度説明をお願いする。

○文化創造館開設準備室

今回の事業に当たってはPFI事業という事業スキームでやっている。事業の範囲としてハード整備と運営維持管理等包括的な事業範囲としている。運営の面については地方自治法上の指定管理者制度を採用している。事業手法はPFIであるが、制度的な位置づけは指定管理者制度を

採用しており、他の指定管理者制度と違うところはない。今回文化創造館整備について、入札に当たり市が業務要求水準を決め、事業者から具体的に肉づけした提案、企画をもらい、市が業務要求水準書等に照らして協議しながら最終決定して実施していくという形になっている。

○委員 個人的に何回か指定管理をやっている立場で言うと、利用料金、金額の設定や利用時間について、どの程度現場のフレキシブルな運営が認められることになるのか。指定管理者制度がいい意味でフレキシブルに運営できるような制度にしないと実際にする立場からすると不自由と感じる。これは意見だができるだけ裁量ができるような運営方法を指定管理者制度の協議の中で作り上げるほうがよりよい運営ができると思う。

○会長 指定管理者に自由の裁量の幅を与え過ぎることも問題という意見もあるので議論の余地がある。

ほかに意見、質問はないか。

○委員 大ホールは3階までであるが、1階貸しはできるのか。

○文化創造館開設準備室

1階席のみの利用の料金を設定しており可能である。

○会長 副会長、何か意見があれば。

○副会長 事業を着々と進めていく以外ないと思う。特に市民への情報発信は丁寧に行い、市民が参画できるような運営も考えてほしい。内容については市の条例に基づいた都市文化の創造、市民文化の活性化は外せないが、その枠内で指定管理者も民間の知恵を柔軟に取り入れ、他市のノウハウをよく聴取してやってほしい。

○会長 それでは私個人の意見ですが、申し上げたいことを少し。

先ほどの委員からの指定管理制度の指摘は非常に根本的な問題です。事業者に丸投げは今日の時代ではもうあり得ない。今は行政側の指定管理

者に対する仕様書の精度、中身が問われている。事業としては、行政側が依頼する社会の福祉的投資のための事業、事業者側からの教育普及型の提案事業、利用料金制に基づく収益事業と3つぐらいの 카테고리になるが、行政は仕様書の中で、文化振興条例及び文化政策ビジョンに基づいて行政責任として行わなければならない項目に対応した施策をするようをはっきりと示すこと。その中で都市の文化施策に該当するものや市民の文化的人権保障の事業に該当するものというように区分する。

発注者側が仕様書をつくるだけの見識を持たず、内部の人材では無理であれば、仕様書作成自体を外部委託し専門仕様書をつくることも必要となる。

また、アートマネージャーの人材の育成や教育プログラムをすると書いてあるが、舞台の製作技術や音響・照明の技術の専門家を育てるのではなく、文化協会と学校をつないだり、マーケット調査ができる社会的な調査能力をもったアートコーディネーター人材を育成してほしい。

それから近年デザインにお金をかける余りに肝心な躯体工事が手抜きになるというケースが出ている。つまらないデザイン料を支払う必要はないと私は思う。それよりも中身の機能を充実してほしい。

非常に厳しいことを申し上げたが、本日配られている資料のうち劇場音楽堂の活性化に関する法律、それから文化芸術基本法、これもPFIの事業者の方々、市民会館発注担当部局にも読んでいただきたい。次の文化政策ビジョンではこの2つの法律が当然基準になる。文化芸術基本法及び劇場音楽堂活性化法の大員告示で、福祉施設、教育施設という位置づけが前に出ている。劇場音楽堂は社会教育施設に準ずる施設に格が上がっている。特に基本法の第2条の3、年齢、障害の有無、経済的な状況または居住する地域にかかわらずひとしく文化芸術を鑑賞し、これに

参加し、またはこれを創造することができるような環境の整備を図られなければならない、となっている。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律では、本法第15条で学校教育との連携という記載があり、学校教育と連携しないと劇場音楽堂には補助金も認めていない。第16条では大臣告示の中で福祉機関、医療機関との連携も言っている。そういう性格をよくよく理解されてソフトの設定に当たってほしい。そういう意味では鑑賞事業、普及事業、参加事業という区分の仕方は、まだ私にとっては文化政策ビジョンの体系どおりになってないという気持ちがある。その辺は法律等参照しながら一度位置づけを確認し直してほしい。

資料の中で非常に誠実に御説明をいただいた。アウトリーチ事業だけではなく、インリーチ事業も書く必要がある。それからこれらの事業をやることだけではなく、調査票の話の中で出たように、曜日、時間帯、ターゲットを入れてほしい。あるいは満員にしたい、こけら落としをにぎやかにしたいっていうのはあっていい。それはこのうちこれとはっきり区切ってほしい。スタートラインを切った後は非常に個性的なターゲットिंगをした事業が展開をする。社会的な使命をはっきり示し公立である限り公益の劇場であることを忘れて公設民間演芸場にならないようにだけ願います。このことを他市にも同じように言っているのでこの場で公式発言として言っておく。以上私の個人と意思の意見を終わる。

ほかに何か発言がなければこれで審議事項は終わらせていただく。

—了—

